

中学校教諭免許状の上級免許状（免許法別表第3、施行規則第11条～14条、教育職員免許法等施行細則第10条・第12条）

※ 基礎となる免許状を取得した後に、大学等で修得した単位のみ有効です。

※ 中学校教諭一種免許状を取得する場合、(1)または(2)の該当する単位表を御覧ください。

(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	「中学校教諭一種免許状別表第3備考第7号」の単位表を御覧ください。
(2) 大学を卒業した者等	ア又はイのいずれかに該当する者 ア 大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した者 イ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	「中学校教諭一種免許状別表第3備考第7号・施行規則第11条備考第3号」の単位表を御覧ください。

中学校教諭二種免許状 別表第3備考第7号

【基礎資格・必要在職年数】

☐ 中学校教諭免許状を有すること
☐ 基礎資格取得後に最低在職年数 6 年以上

【必要単位】

基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること													
第1欄	受けようとする免許状の種類					中学校教諭二種免許状							在職年数及び修得単位
	在職年数			6	7	8	9	10	11	12	13以上		
	教科に関する専門的事項に関する科目	(施行細則第19条) 免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上（同規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数が、第4章に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えるときは、当該最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上）修得するものとする。 2 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条の場合においても同様とする。）。 3 免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカの中の「 」内に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する専門的事項に関する科目の1以上にわたって行うものとする（次条、第21条及び第22条の場合においても同様とする。）。 4 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」の単位は、他の教科に関する専門的事項に関する科目の単位をもって振り替えることができる（第21条の場合においても同様とする。）。		10	9	8	7	6	5	4	3		
等	各指針の又指導教科に基礎的育教科にの	教育の基礎的理解に関する科目		6	6	5	5	3	3	2	1		
		各教科の指導法に関する科目											
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	8	8	5	5	4	3			
		選択科目	5	3	4	2	5	3	3	2			
	大定学すがる独自に設	(施行細則第28条) 第18条から第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあっては領域に関する専門的事項に関する科目）又は第26条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。		4	4	3	3	2	2	1	1		
第3欄	最低修得単位数			45	40	35	30	25	20	15	10		

中学校教諭一種免許状 別表第3 備考第7号

【基礎資格・必要在職年数】

☐ 中学校教諭免許状を有すること

☐ 基礎資格取得後に最低在職年数 5年以上

【必要単位】

	基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること		中学校教諭一種免許状								在職年数及び修得単位
第1欄	受けようとする免許状の種類		5	6	7	8	9	10	11	12以上	
	在職年数										
	教科に関する専門的事項に関する科目	(施行細則第19条) 免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上(同規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数が、第4章に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えるときは、当該最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上)修得するものとする。 2 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする(次条の場合においても同様とする。)。 3 免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカの中の「 」内に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する専門的事項に関する科目の1以上にわたって行うものとする(次条、第21条及び第22条の場合においても同様とする。)。 4 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」の単位は、他の教科に関する専門的事項に関する科目の単位をもって振り替えることができる(第21条の場合においても同様とする。)。	10	9	8	7	6	5	4	3	
	各指針の基礎となる教科の教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	5	5	3	3	3	2	2	1	
		各教科の指導法に関する科目									
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	8	5	5	5	4	4	3	
		選択科目	3	2	6	5	3	3	1	1	
	大学が独自に設	(施行細則第28条) 第18条から第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目(中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあっては領域に関する専門的事項に関する科目)又は第26条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。	4	4	4	3	3	3	2	2	
第3欄	最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	

中学校教諭一種免許状 別表第3備考第7号・施行規則第11条備考第3号

【基礎資格・必要在職年数】

☐ 中学校教諭免許状を有すること
☐ 基礎資格取得後に最低在職年数 3年以上

【必要単位】

	基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること											
第 1 欄	受けようとする免許状の種類							中学校教諭一種免許状		在職年数及び修得単位		
	在職年数							3	4	5	6以上	
	教科に関する専門的事項に関する科目		(施行細則第19条) 免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上（同規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数が、第4章に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えるときは、当該最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上）修得するものとする。 2 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条の場合においても同様とする。）。 3 免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イから力の中の「 」内に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する専門的事項に関する科目の1以上にわたって行うものとする（次条、第21条及び第22条の場合においても同様とする。）。 4 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」の単位は、他の教科に関する専門的事項に関する科目の単位をもって振り替えることができる（第21条の場合においても同様とする。）。					6	5	4	3	
	各指導教科の基礎的科目に関する教育科目		教育の基礎的理解に関する科目					2	2	2	1	
			各教科の指導法に関する科目					4	4	4	3	
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目									
			選択科目									4
	大学が定める独自に設定		(施行細則第28条) 第18条から第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあっては領域に関する専門的事項に関する科目）又は第26条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。					4	3	3	2	
第 3 欄	最低修得単位数							25	20	15	10	

※教育職員免許法施行規則第11条表備考第3号

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に並び、この表の当該一種免許状の項の第3欄に掲げる最低修得単位数のうち、第2欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。

ハ 中学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目4単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等6単位を含めて20単位

※教育職員免許法施行規則第11条表備考第4号

保健の教科についての中学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が旧国立養護教諭養成所を卒業したものであるときは、その者は、この表の中学校教諭の一種免許状の項の第3欄に掲げる最低修得単位数のうち、第2欄に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目4単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等6単位を含めて20単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

※教育職員免許法施行規則第12条

第11条第1項の表備考第3号又は第4号に規定する者の免許法別表第3の第3欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在学年数が3年以上である場合は在職年数2年とみなして取り扱うことができる。第17条第1項の表備考に規定する者の免許法別表第6の第3欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

中学校教諭専修免許状 別表第 3

【基礎資格・必要在職年数】

中学校教諭免許状を有すること

☐ 基礎資格取得後に最低在職年数 3 年以上

【必要単位】

	基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること		
第 1 欄	受けようとする免許状の種類	中学校教諭専修免許状	在職年数及び修得単位
	在職年数	3	
第 2 欄	大学が独自に設定する科目	15	
第 3 欄	最低修得単位数	15	